

小牧市職員等のハラスメントの防止等に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 4 号

小牧市職員等のハラスメントの防止等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 ハラスメントの防止等（第3条―第12条）

第3章 カスタマーハラスメントの防止等（第13条―第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ハラスメントの防止等に関し必要な事項を定めることにより、職員の人格及び尊厳が重んぜられ、それぞれの能力を発揮することができる働きやすい良好な職場環境を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、職員等の言動であって、次に掲げるものをいう。

(1) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の職場環境を害するものをいう。）

(2) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（次に掲げるものをいう。）

ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動であって職員の職場環境を害するもの

(ア) 妊娠したこと。

(イ) 出産したこと。

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は勤務能率が低下したこと。

(エ) 不妊治療を受けること。

イ 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の

利用に関する言動であって職員の職場環境を害するもの

(4) その他のハラスメント（前3号に掲げるもののほか、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の職場環境を害するものであって、その程度が看過できないものをいう。）

2 この条例において「カスタマーハラスメント」とは、職員の職務に係る行政サービスの利用者等の言動であって、職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の職場環境を害するものをいう。

3 この条例において「職員等」とは、市長等、議員及び職員をいう。

4 この条例において「市長等」とは、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者をいう。

5 この条例において「議員」とは、小牧市議会議員をいう。

6 この条例において「職員」とは、本市に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員その他市長がこれと同等の勤務をしていると認める者をいう。

7 この条例において「職場」とは、職員が職務を遂行する場所（出張先その他職員が通常職務を遂行する場所以外で職務を遂行する場所を含む。）、所属部署の親睦会その他職務上の人間関係を基礎とする集まりの場をいう。

8 この条例において「相談等」とは、ハラスメント又はこれに起因する問題に関する通報、相談又は申出をいう。

第2章 ハラスメントの防止等

（ハラスメントの禁止）

第3条 職員等は、互いの人格を尊重し、ハラスメントを行ってはならない。

（職員等に対する指針）

第4条 市長は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）のために指針を定めるものとする。

2 市長は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを職員等に周知するものとする。

（職員等の責務）

第5条 市長等、小牧市議会議長（以下「議長」という。）及び管理監督職にある者（地方公務員法第28条の2に規定する管理監督職にある職員をいう。）は、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止等及びハラスメントの被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 職員等は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に協力しなければならない。

3 職員は、他の職員から相談等があった場合その他ハラスメントが行われていることを知った場合は、それらを解決するため、次条に規定するハラスメント相談窓口への相談等その他のハラスメントの防止等に努めなければならない。

（相談窓口）

第6条 相談等に対応するため、ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 ハラスメントを受けた職員及びこれを目撃し、又は把握した職員は、相談窓口相談等に相談等を行うことができる。

3 相談窓口は、相談等をした職員に対し必要な情報提供、助言等を行うとともに、相談等の内容を次条に規定するハラスメント対応委員会に報告するものとする。

（ハラスメント対応委員会）

第7条 相談等に係る事実関係の把握及び整理その他必要な対応を行うため、ハラスメント対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、当該相談等に関する事実関係を調査し、及び必要な措置等について検討し、その結果を市長に報告するものとする。ただし、ハラスメントの行為者が市長である場合は、当該報告は行わないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会は、ハラスメントの防止等に関し市長が必要と認める事項について調査し、及び検討する。

（ハラスメント審議会）

第8条 次の各号のいずれかに該当するハラスメント又はハラスメントに起因する問題について調査審議するため、小牧市ハラスメント審議会

(以下「審議会」という。)を置く。

(1) ハラスメントの行為者が市長等又は議員である場合

(2) ハラスメントの態様が悪質又は被害が重大である場合

2 前条第2項の規定による報告を受けた市長は、当該報告の内容が前項各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく審議会に諮問するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) ハラスメントの事実が存在しないことが明らかな場合

(2) その他審議会に諮問することが適当でないと認める場合

3 審議会は、市長の諮問に応じ、当該諮問に関する事実関係を調査し、及び必要な措置等について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

4 審議会は、委員3人で組織する。

5 審議会の委員は、必要の都度、ハラスメントに関する専門知識及び経験を有する者のうちから、市長が任命する。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(対応措置)

第9条 市長は、ハラスメントの事実が確認されたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。

2 市長は、公正な事実確認等の調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、懲戒処分等の人事上の措置その他の問題解決のための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、当該ハラスメントが市長等によるものであるときは、市長は、当該ハラスメントの行為者の氏名及び事案の概要を公表することができる。

3 議長は、市長からハラスメントの行為者が議員である旨の報告を受けたときは、当該議員の氏名及び事案の概要を公表することができる。

4 第2項又は前項の規定による公表の決定に当たっては、前条第3項の規定による答申の内容、事実確認の程度、被害の内容、公益性等を勘案するものとする。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第10条 委員会の委員、審議会の委員及び相談等に携わった者は、相談等をした職員その他当該ハラスメントに関与した者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も、同様とする。

（不利益な取扱いの禁止）

第 1 1 条 職員等は、相談等、相談等に係る事実関係の調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことを理由に、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（職務代理）

第 1 2 条 ハラスメントの行為者が市長である事案において、第 8 条第 2 項及び第 5 項並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による市長の権限の行使については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 2 条の規定に準じて副市長等がその職務を代理する。

2 ハラスメントの行為者が議長である事案において、第 9 条第 3 項の規定による議長の権限の行使については、地方自治法第 1 0 6 条の規定に準じて副議長等がその職務を代理する。

第 3 章 カスタマーハラスメントの防止等

（職員等に対する指針）

第 1 3 条 市長は、カスタマーハラスメントの防止のための措置及びカスタマーハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置（以下「カスタマーハラスメントの防止等」という。）のために指針を定めるものとする。

2 市長は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを職員等に周知するものとする。

（職員等の責務）

第 1 4 条 職員等は、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深め、行政サービスの利用者等に適切な対応を行い、及び市長が実施するカスタマーハラスメントの防止等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

（相談体制の整備）

第 1 5 条 市長は、カスタマーハラスメントの防止等に関する職員からの相談（以下この章において「相談」という。）に対応し、及び必要な助言を行う体制を整備するものとする。

（プライバシーの保護及び秘密の保持）

第 1 6 条 相談に携わった者は、相談をした職員その他カスタマーハラスメントに関与した者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得

た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第 17 条 職員等は、相談、相談に係る事実関係の調査への協力その他カスタマーハラスメントに関し正当な対応をしたことを理由に、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

第 4 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年小牧市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表特別職報酬等審議会委員の項の次に次のように加える。

ハラスメント審議会委員	日額 15,000 円
-------------	-------------